

第 7 期水源環境保全・再生かながわ県民会議への引継書

令和 4 年 3 月 24 日

水源環境保全・再生かながわ県民会議

座 長 鈴 木 雅 一

目 次

はじめに	1
1 水源環境保全・再生かながわ県民会議.....	2
2 施策調査専門委員会	4
3 市民事業専門委員会	7
4 事業モニターチーム	10
5 情報発信チーム	16
《付 録》	
○ 県民会議の活動に関する所感.....	付-1
○ 会議開催状況	
・ 水源環境保全・再生かながわ県民会議開催状況.....	付-15
・ 施策調査専門委員会開催状況.....	付-18
・ 市民事業専門委員会開催状況.....	付-23
・ 事業モニター実施状況.....	付-29
・ 県民フォーラム開催状況.....	付-31
○ 各種要綱	
・ 水源環境保全・再生かながわ県民会議設置要綱.....	付-33
・ 水源環境保全・再生かながわ県民会議施策調査専門委員会設置要綱・・	付-35
・ 水源環境保全・再生かながわ県民会議市民事業専門委員会設置要綱・・	付-36
・ 水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会設置要綱.....	付-37

はじめに

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、平成19年4月に設置されて以来、水源環境保全・再生施策について、県民の立場から、施策の点検・評価や、市民事業等への支援などに関する報告・提言を県に行うとともに、県民に対する普及・啓発や情報提供など、様々な活動を実施してまいりました。

これらの活動については、第1期から第6期県民会議委員の協力により、これまで多くの成果を挙げる一方で、今後検討すべき課題もあります。

そこで、第6期県民会議では、委員の任期満了（令和4年3月末）にあたり、この3年間の取組成果や今後の課題、懸案事項等を整理し、第7期県民会議への引継書として取りまとめました。

第7期県民会議委員におかれましては、引継内容を参考に、新体制による県民会議の円滑な運営に役立ていただくようお願い申し上げます。

1 水源環境保全・再生かながわ県民会議

(1) 引継事項

① 施策の総合的な評価について

施策の総合的な評価について引き続き検討を行い、「総合的な評価（最終評価）報告書暫定版」として取りまとめる。

さらに、この総合的な評価の結果に基づき、「施策大綱終了後の施策に向けた意見書」を取りまとめていく必要がある。

② 施策懇談会の開催について

次期県民会議では、「総合的な評価（最終評価）報告書暫定版」を取りまとめ県に提出する予定だが、施策大綱期間も残り5年となることから、施策懇談会を開催するなどして、これまでの取組の成果を委員の間で共有する場を設けることが望まれる。

③ 施策の効果の県民への周知について

水源環境保全・再生施策の内容やこれまでの取組については、これまでも県民フォーラム等のイベントやリーフレット等を通じて県民の皆様へお知らせしてきたところである。今後は新型コロナウイルス感染症との共存を視野に入れ、オンライン形式でのイベント開催をも検討の上、実施していく必要がある。

また、取組内容だけではなく、取組による効果を県民に周知していくことが必要である。

④ 事業モニターによる県民視点での評価について

事業モニターによる評価は、水源環境保全・再生施策の4つの評価視点の一つとなっている。

施策大綱期間最後の第4期計画が始まり、最終評価報告書暫定版や施策大綱終了後の施策に向けた意見書のとりまとめに向けての動きが本格化していく中、施策の実施状況を県民の視点により検証して、今後の施策の見直しや立案につなげていくという事業モニターによる評価は一層重要である。

また、施策の現場を直接見る現場説明会は、施策の内容や取組状況などについての理解や知識を深め、事業モニターにおける適切な評価や県民会議の円滑かつ効果的な運営に資することから委員改選後の任期の早い段階で行う必要がある。

(2) 第3期実行5か年計画における実績

水源環境保全・再生施策について、計画・評価・見直しの各段階に県民意見を反映し、県民が主体的に事業に参加し、県民意見を基盤とした施策展開を図るため、平成19年4月に県が「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置した。

平成29年度から令和3年度の実績は次のとおり。

年度	計画	委員任期	取組成果等
3	第3期5か年計画	第6期県民会議委員	○ 施策の総合的な評価について引き続き検討を行い、「総合的な評価（中間評価）報告書」として取りまとめ、知事に提出した。 ○ この総合的な評価の結果に基づき、「次期（第4期）かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に関する意見書」を取りまとめ、知事に提出した。 ○ 令和元年6月に現場説明会が開催された。 ※ 詳細な成果や活動については、各委員会やチームのページに記載している。
2			
令和元			
30		第5期県民会議委員	○ 水源環境の保全・再生の点検・評価を行う上で、基本的事項の共通認識を持った上で議論することで理解が深まり、施策に対してよりの確に意見を述べる事が出来ることから、委員相互の意見交換や個別テーマに関する勉強会を目的とした施策懇談会を開催した。 ○ また、これまでの取組状況とこれからの取組を県民に紹介し意見交換をする「第42回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム」を開催した。 ○ 平成29年6月には現場説明会が開催された。
29			

2 施策調査専門委員会

(1) 引継事項

① 特別対策事業の実施状況の点検・評価について

特別対策事業の実施状況を点検・評価した結果を県民に分かりやすく情報提供するため、前年度の事業実績を中心に点検結果報告書を作成しているが、引き続き4つの点検要素（①事業進捗状況、②モニタリング調査結果、③事業モニター意見、④県民フォーラム意見）による評価をしっかりと行っていく。

また、県民フォーラム等の場合は、特別対策事業の点検・評価した結果を県民に分かりやすく情報提供をする機会であるため、施策調査専門委員会には、有識者として支援していただきたい。

② 経済評価の実施について

施策の総合的な評価の一つとして、令和4年度に経済評価の実施を予定している。経済評価については、貨幣価値で評価するにとどまらず、SDGsやグリーンインフラ、Nature-based Solutions(NbS)といった観点からも副次的な効果を含めてどの様に反映させていくのか検討を行い、最終評価報告書暫定版に反映していく。

③ 施策大綱期間終了時を見据えての点検・評価等について

毎年の特別対策事業の点検・評価により、各事業の実績や様々な事業効果等を確認しているが、令和8年度をもって施策大綱期間が終了することから、今後は、大綱期間終了時を見据えて、施策開始からこれまでの間の事業モニタリング調査結果や令和4年度に実施予定の経済評価の結果も踏まえて、施策の最終評価に向けた検討を行い、最終評価報告書暫定版を作成する。

併せて、大綱期間終了時を見据えて県民を対象とした特別対策事業の点検・評価結果を発表する報告会の開催や、20年間の事業成果を取りまとめて書籍化すること等の検討を期待する。

(2) 第3期5か年計画における実績

施策調査専門委員会は、施策の進捗や効果を把握するための指標・方法の検討、施策の点検・評価の実施及びそれらの県民への情報提供に関することを所掌事項とし、学識経験者を委員として平成19年5月に発足した。

平成29年度から令和3年度の実績は次のとおり。

年度	計画	委員任期	取組成果等
R3	第3期5か年計画	第6期県民会議委員	○ 令和2年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 令和4年度に実施予定の経済評価について、評価手法はCVMと代替法を基本とし、自然環境勘定およびNature-Based-Solutionの考え方による評価も併せて行うこととし、県民会議に提案した。 ○ 最終評価報告書暫定とりまとめの作成に向けて、報告書の構成や評価指標について検討を行った。
2			○ 令和元年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 令和元年度にとりまとめた「総合的な評価（中間評価）報告書（案）」及び中間評価に基づき作成した「次期（第4期）『かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画』に関する意見書(案)」県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 令和元年度より国の「森林環境譲与税」が譲与されたことを受け、水源環境保全税と森林環境譲与税、それぞれの税を活用して推進する施策が重複していないことを確認した。
1			○ 平成30年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 平成30年度に設定した、森林、河川及び地下水の保全・再生ならびに水源環境への負荷軽減に関する10の指標を用いて、施策開始の平成19年度から平成30年度までの実績を踏まえて「総合的な評価（中間評価）報告書（案）」及び「次期（第4期）『かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画』に関する意見書(案)」の作成を行った。

H30	第3期5か年計画	第5期県民会議委員	○ 平成29年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行い、点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。なお、点検結果報告書の作成にあたっては、要点が明確で県民の方が手に取りやすくなるよう報告書のボリュームを抑えるなど、構成についても見直しを行った。 ○ 県民会議主催のワークショップにおいて施策専門委員会として、助言やサポートをし、また「有識者による評価発表」を行った。 ○ 施策の総合的な評価のため、中間評価における指標の検討や第3期以降における経済評価の実施について検討を行った。
29			○ 平成28年度事業実績を対象に特別対策事業の点検を行うとともに、第2期5か年の取組全体について総括する点検結果報告書原案を作成し、県民会議に提案した。県民会議は、これを取りまとめ、知事に提出した。 ○ 県が施策の実施効果を評価するために行う「水環境モニタリング調査」や個別事業のモニタリング調査の手法等について、専門的立場から意見を述べ、見直しを図った。 ○ 施策の総合的な評価の進め方について検討し、平成30年度に総合的な評価ワークショップの開催、平成32年度に「施策の中間評価報告書」及び「次期実行5か年計画に関する意見書」を作成する方針を県民会議に提示した。

3 市民事業専門委員会

(1) 引継事項

① 市民事業等支援制度の円滑な運用

これまで、資機材の補助台数等について、運用上の対応をしてきたところだが、引き続き、現場訪問などにより補助団体の活動実態を把握し、市民事業等支援制度の円滑な運用について検討する必要がある。

② 新たな支援団体の開拓

市民事業等支援制度の広報においては、市民活動支援センター等公共施設へのチラシ配架や、環境の保全を図る活動を行う市民団体へのチラシ送付のほか、県及び国のホームページや環境関連誌、市民団体向けメールマガジンへの掲載など、様々な手段を講じて支援団体の開拓にあたってきたところである。制度の存在はある程度浸透してきているものと思われるが、今後も引き続き、新たな支援団体の開拓に取り組む必要がある。

③ 財政面以外の支援

市民事業交流会では、ワールド・カフェ方式による意見交換会や安全な活動のための講習会、ファンドレイジング講座の開催、市民団体活動展など、様々な企画を実施してきたところである。今後も、団体相互のネットワーク形成や活動の自立化、継続性等が図られるよう、支援策について検討する必要がある。

(2) 第3期実行5か年計画における実績

市民事業専門委員会は、NPO等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項とし、学識経験者を中心に平成19年5月に設置された。

平成29年度から令和3年度の実績は次のとおり。

年度	計画	委員任期	取組成果等
R 3	第3期5か年計画	第6期委員	○ 補助金支援団体の新規開拓にかかる意見交換を行った ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、交流会は実施しなかった。 ○ 補助金交付団体の紹介にかかる県ホームページを更新するとともに、令和3年10月、イオン「神奈川再発見フェア」にて、市民団体活動成果パネルを展示し、団体支援及び補助金事業の周知に取り組んだ。 ○ 令和3年10月、市民事業現場訪問として、河川・地下水の保全・再生事業や調査研究事業を行う団体の活動状況を視察し、意見を聴取した。 ○ 令和4年度事業について、3団体4事業を採択した。
R 2			○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、交流会及び現場訪問の実施を中止した。 ○ 市民事業支援補助金募集において、広報の強化及び申請書類の一部見直しを行った。 ○ 補助金交付団体の紹介にかかる県ホームページをリニューアルするとともに、令和2年10月、イオン「神奈川再発見フェア」にて、市民団体活動成果パネルを展示し、団体支援及び補助金事業周知に取り組んだ。 ○ 令和3年度事業について、8団体10事業を採択した。 (採択後申請取下げにより、交付決定は7団体9事業。)
R 1			○ 市民事業支援補助金の募集期間について、例年2週間程度のところを1か月間に延長した。 ○ 市民事業交流会は、台風19号の影響により中止となった。 ○ 市民事業現場訪問として、間伐材の利活用促進事業を行う団体の活動状況を視察し、意見を聴取した。 ○ 令和2年度事業について、7団体9事業を採択した。

H30	第 3 期 5 か 年 計 画	第 5 期 委 員	○ 第40回県民会議での意見（申請団体の立場から感じられる事務の煩雑さ）を踏まえ申請書類や申請書類の提出時期の見直しを行った。 ○ 平成30年9月、補助団体の活動の自立化を促すため、ファンディング講座及び市民団体相互の意見交換会を開催した。 ○ 平成31年度事業について、11団体14事業を採択した。
H29			○ 補助制度チラシについては、分かりやすく、通年利用できるものにリニューアルし、例年の配布先に加え、駅構内や複数のイベント会場などで配布した。 ○ 平成29年9月、補助対象団体の活動の実態を把握するため、市民事業現場訪問として、森林の保全・再生事業並びに間伐材の利活用促進事業を行う団体の活動状況を視察し、意見を聴取した。 ○ 市民事業交流会（活動写真・活動成果物等の展示、水質調査の実演など）を開催した。 ○ 平成30年度事業について、16団体22事業を採択した。

4 事業モニターチーム

事業モニターチームは、特別対策事業を県民の目線でモニターし、その結果を発信することを目的に、公募委員を中心に企画・実施するもので、平成 19 年度に設置を決定した。

平成 20～23 年度の実施にあたっては、森林の保全・再生事業を担当する森チームと、河川、地下水の保全・再生事業等を担当する水チームの 2 チームに編成したが、平成 24 年度より『2 チーム制』は廃止している。

平成 20～23 年度のモニター結果については、ニュースレター「しずくちゃん便り」により県民にお知らせするとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

平成 24 年度以降のモニター結果については、事業モニター報告書を取りまとめて県民会議に報告し、県ホームページに掲載するとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

平成 28 年度には、「事業モニターとチームの役割」を取りまとめて県民会議に報告し、現場でのモニター実施前に会議室で事業の概要説明を受けるとともに、学識経験者からの助言を求めることとした。

(1) 引継事項

ア 実施時期

より効果的に事業モニターを行い、できるだけ早く施策の展開に反映させていくため、年度末までに翌年度の実施計画を取りまとめ、モニター対象事業に合わせた適切な時期に実施する。

イ 実施方法

平成 28 年度から、現場でのモニター実施前に事業の概要説明や学識経験者の助言を得ながら実施してきたが、これまでの実施結果を踏まえ、任期の間に 11 の特別対策事業を全てモニターするなど、引き続き、より効果的な事業モニターの実施に取り組む。

ウ 評価方法

より効果的な事業評価を行うため、平成 24 年度に評価シートの導入を、平成 28 年度に今後の施策展開やモニター運営の参考とするための自由意見記載欄の新設を行ってきたが、引き続き、評価方法の改善について、検討する必要がある。

<参考資料>

- 事業モニターとチームの役割 (P13～15)

(2) 第3期実行5か年計画における実績

モニター結果は、事業モニター報告書を取りまとめて県民会議に報告し、県ホームページに掲載するとともに、点検結果報告書の中に「事業モニター結果」として意見を掲載した。

平成29年度から令和3年度の実績は次のとおり。

【令和3年度】

実施日	対象事業	実施場所
R3. 10. 6(水)	土壌保全対策の推進	山北町
R3. 11. 9(火)	水源の森林づくり事業の推進	厚木市
	地域水源林整備の支援	清川村
R4. 1. 13(木)	地下水保全対策の推進	秦野市

【令和2年度】

実施日	対象事業	実施場所
R2. 11. 11 (水)	間伐材の搬出促進	秦野市
	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
休止 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	水源の森林づくり事業の推進	厚木市
	地域水源林整備の支援	清川村
(未実施) (林道未復旧のため)	土壌保全対策の推進	山北町

【令和元年度】

実施日	対象事業	実施場所
R1. 8. 7(水)	水環境モニタリングの実施	山北町
R2. 1. 21(火)	河川・水路における自然浄化対策の推進	相模原市
	生活排水処理施設の整備促進	

【平成30年度】

実施日	対象事業	実施場所
H30. 7. 24(火)	相模川水系県外上流域対策の推進	山梨県
H30. 10. 5(金)	地下水保全対策の推進	秦野市
	間伐材の搬出促進	

H31. 2. 8(金)	水源の森林づくり事業の推進 (「かながわ森林塾の実施」を含む)	南足柄市
--------------	------------------------------------	------

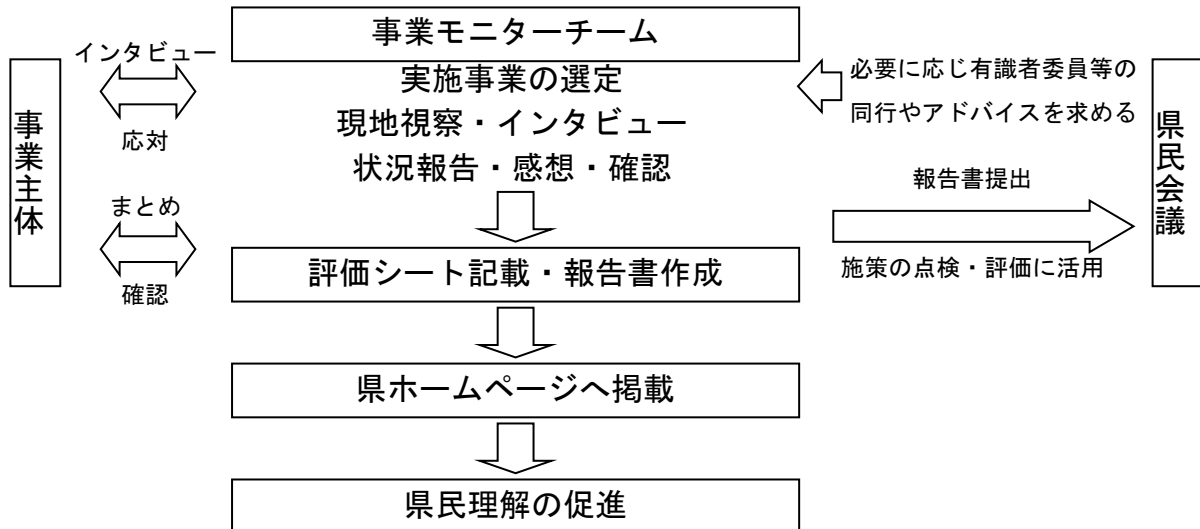
【平成 29 年度】

実施日	対象事業	実施場所
H29. 8. 25(金)	水源の森林づくり事業の推進	厚木市
H29. 11. 28(火)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
H29. 12. 21(木)	地域水源林整備の支援	湯河原町、箱根町

事業モニターとチームの役割

○ 事業モニターとは

事業モニターとは県民会議委員の現地調査による事業評価の方法である。モニターチームは、個々の事業の状況を県民目線でモニターし、その結果を発信することにより、県民理解の促進に資するものとする。



1 年間計画の策定

- (1) 事務局は事業モニターチームに対し、モニター実施箇所に関するアンケートを行い、結果を取りまとめる。
- (2) 事業モニターチームは検討会を開催し、アンケート結果を基に県民関心度や重要度、追跡調査の必要性、調査作業の難易、過去のモニター実施実績などを考慮し、事務局とも調整のうえ、事業モニター年間計画（様式 1）を年度当初に策定する。
- (3) 実施回数は、原則年 3～4 回とする。

2 事業モニターの担当者と実施体制

- (1) モニターチームはメンバーの互選によりチームリーダーを選出する。チームリーダーはモニターの計画と実施、県民会議座長への報告書提出についての全体の責任を持つとともに、必要に応じて現場説明者の参加を求めて確実な実施体制を事前に整える。
- (2) 検討会では、年間計画に沿って各回の報告責任者を選出する。モニターは公募委員を主体とするが、有識者委員、関係団体委員も積極的に関わるよう努める。
- (3) 事業モニター当日には、必要に応じて学識者（又は学識者の推薦する者）が同行し、効果的な事業モニターとなるよう実施する。

3 事業モニターの実施手順と評価方法

- (1) 資料は 10 日前までに送付する（事業の概要等の基本的な事項、地図、評価のポイント、過去の経緯など）。

- (2) 事業モニター当日には、現地調査付近での施設の会議室（又は停車したバス車内）において、事前説明を行う（事業の概要等の基本的な事項、評価のポイント、学識者の専門的な助言）。
- (3) 事業評価シート（様式2）及び事業モニターについて（様式2-2）を用意し、現地で記入する。
- (4) 現地調査後は、会議室等で出席者の意見交換を行う。
- (5) モニター出席者は後日、現地調査や意見交換の内容を基に事業評価シート（様式2）及び事業モニターについて（様式2-2）を作成し、報告責任者へ提出する。

〔モニター実施における留意点〕

- ア 事業モニターの対象は特別対策事業であること。ただし必要に応じて、関連する特別対策事業以外の現地調査を行うことができる。
- イ 市町村や事業者は説明の協力者であり、受検者ではないこと。
- ウ 事業モニターは監査や会計検査ではないこと。
- エ 現地調査に当たっては、危険を伴うこともあるため、現場での注意事項を順守すること。

4 事業モニター報告書の作成

- (1) 報告責任者は提出された事業評価シート（様式2）を整理して、事業モニター報告書（様式3）を作成する。
- (2) 報告責任者が作成した報告書については、モニター出席者の確認後、県民会議座長に提出する。

〔評価シート・報告書作成の際の留意点〕

- ア 事業モニターの評価対象は特別対策事業であること。
- イ 県民会議の活動として公表することを念頭に、次のような内容の記載は避けるよう留意する。
 - ・ モニターを行った特別対策事業とは無関係なもの
 - ・ 特定の個人・法人・団体に対する批判
 - ・ 憶測に基づくもの
 - ・ 周辺住民をはじめ、第三者が読んだ際に気分を害する可能性のあるもの

5 県民会議への報告等

- (1) 県民会議座長は、事業モニター報告書の提出を受けたときは、次のことを行う。
 - ・ 県民会議において報告する。
 - ・ 報告内容が「点検結果報告書」「現地の事業実施」「PR活動」に反映されるよう、必要に応じ、専門委員会や情報発信チーム並びに事務局に検討を依頼・指示するとともに、県民会議において議論する。
 - ・ 上記の検討及び反映結果をとりまとめ、県民会議において報告する。
- (2) 県民会議座長は、事業モニター報告書で疑問が提起された項目や改善が示唆された項目について、県や県を通じて市町村に伝えて、必要に応じて回答を求める。

5 情報発信チーム

情報発信チームは、令和2年度に公募委員中心の「県民フォーラムチーム」と「コミュニケーションチーム」が再編されたもので、水源環境保全・再生施策に関する県民意見の集約及び県民への情報提供を行う役割を担っている。

(1) 引継事項

① 県民フォーラムの開催方法について

平成24年度から、シンポジウム形式だけではなく、もり・みずカフェ形式を導入し、一度により多くの方へ、また、若年層の方にも水源環境保全・再生施策等の周知を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と令和3年度は県民フォーラムを開催出来なかった。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見えない状況の中で、県民意見の集約や情報発信を実現していくためには、これまでの様な集客型の形式の他に、コロナウイルスとの共存を視野に入れ、オンライン形式での企画内容も検討の上、実施していく必要がある。

なお、第7期委員任期は第4期実行5か年計画の開始年度にあたることから、計画内容の周知に向けて、オンラインでのシンポジウム形式でのフォーラム開催が必要である。

《形式の特徴》

もり・みずカフェ形式・・・一度に多数の方へ施策の周知が可能。

〔他団体との共同企画：相乗効果があり、情報拡散力が高い。〕
〔単独開催：企画・運営面での自由度が高い。〕

シンポジウム形式・・・基調講演や施策の紹介等を実施することで、フォーラム参加者から具体的な意見が収集できる。

② 認知度向上に向けた工夫・検討

水源環境保全税や水源環境保全・再生施策の認知度を向上させるため、今後もマスメディアの活用、イメージキャラクター「かながわ しずくちゃん」を活用した若年層への周知など、県民フォーラムのさらなる充実に向けた方策を工夫・検討する必要がある。

③ 既存の広報物の活用とPRについて

これまでに作成した広報物を、引き続き積極的に活用していく必要がある。

平成30年度に児童生徒とその保護者を対象とした水源環境保全・再生の取組への理解を深めるためのツールとして、絵本・紙芝居「かながわ しずくちゃんと森のなかまたち」を作成したが、すべて配布出来ていないため、効果的に活用してもらえる配布先の検討が必要である。

上記に併せて、県民が自主的に広報物を使用できるよう広報物自体のPRを行うとともに、ホームページ上で公開するなど、入手しやすい形式での提供方法についても検討していく必要がある。

(2) 第3期実行5か年計画における県民フォーラムの実績

県民会議では、県民フォーラムで収集した県民意見を取りまとめ、知事に対し「県民フォーラム意見報告書」として提出し、県民意見の水源環境保全・再生施策への反映の検討について要望を行った。

また、平成24年度からは人が集まりやすい日時・場所で県民フォーラムを実施する『もり・みずカフェ』形式で開催するなど開催方法についても改善を図り、水源環境保全・再生施策の県民周知に大きな効果を発揮した。加えて、平成27年度以降は、もり・みずカフェを単独開催ではなく、他団体が主催するイベントに出展し開催するなど新たな手法も取り入れ、県民周知を図った。

平成29から令和元年度の実績は次のとおり。

回	開催地域 (開催地)	開催日	テーマ	参加 者数	意見数
45	県西 (小田原)	R2. 2. 9(日)	ともに築く水源環境～かながわの挑戦～	75名	15件
44	横浜・川崎 (横浜)	R1. 8. 4(日)	(もり・みずカフェ)	※160名	29件
43	湘南・県央 (海老名)	R1. 6. 1(土)	(もり・みずカフェ)	※627名	47件
42	県央 (厚木市)	H30. 12. 1(土)	かながわの森と水を語ろう	141名	26件
41	横浜・川崎 (川崎市)	H30. 9. 22(土)	(もり・みずカフェ)	※415名	61件
40	横浜・川崎 (横浜市)	H30. 8. 5(日)	(もり・みずカフェ)	※230名	42件
39	横浜・川崎 (横浜市)	H30. 5. 26(土)	(もり・みずカフェ)	※869名	158件
38	相模原 (相模原市)	H29. 12. 16(土)	～おしえて・話して!かながわの森と水in 相模原～	127名	11件
37	横浜・川崎 (横浜市)	H29. 9. 23(土) 9. 24(日)	(もり・みずカフェ)	※920名	71件
36	県西 (松田町)	H29. 8. 5(土)	(もり・みずカフェ)	※285名	60件
35	横浜・川崎 (横浜市)	H29. 5. 27(土)	(もり・みずカフェ)	※757名	84件
34	県西 (南足柄市)	H29. 3. 11(土)	(もり・みずカフェ)	※97名	19件

※アンケート(クイズ)回答者数を示す

(3) 県民フォーラム意見報告書提出状況

第43回～第45回分 令和2年3月27日

第39回～第42回分 平成31年3月25日

第35回～第38回分 平成30年3月16日

第28回～第32回分、第34回分 平成29年3月28日

第22回～第27回分 平成28年2月3日

第18回～第21回分 平成27年3月20日

第15回～第17回分 平成25年8月20日

第14回分	平成24年 5 月30日
第 9 回～第12回分	平成23年 5 月30日
第 7 回、第 8 回分	平成22年 5 月31日
第 6 回分	平成21年 3 月27日
第 4 回、第 5 回分	平成20年12月18日
第 1 回～第 3 回分	平成20年 5 月15日

(第13回、第33回は県・県民会議の共催であったため、意見報告書の提出は行っていない。)

(4) 県民フォーラム意見報告書への回答状況

県に報告した県民フォーラムの意見のうち県からの回答を求める意見について、後日県のホームページで意見への回答が公開されている。

第45回分	令和 2 年 6 月 4 日
第38回分	平成30年 3 月16日
第22回～第27回分	平成28年 3 月29日
第15回～第17回分	平成25年11月12日
第14回分	平成24年 8 月 1 日
第 9 回～第12回分	平成23年 8 月 1 日
第 7 回、第 8 回分	平成22年 8 月12日
第 6 回分	平成21年 8 月 3 日
第 4 回、第 5 回分	平成21年 3 月27日
第 1 回～第 3 回分	平成20年 9 月11日

(5) 絵本・紙芝居「かながわ しずくちゃんと森のなかまたち」に関する活動実績

【令和2年度】

- 前年度に県民会議委員が個別に絵本・紙芝居を配布した機関等を対象に、絵本・紙芝居の活用状況とその効果について把握するため、アンケートを行った。

【令和元年度】

- 前年度に作成した絵本・紙芝居「かながわ しずくちゃんと森のなかまたち」を環境学習活動を行っているNPO法人や読み聞かせ等の活動を行っている団体に、県民会議委員を通して配布した。
- 前年度に絵本・紙芝居を配布した小学校に対し、絵本・紙芝居の活用状況とその効果について把握するため、アンケートを行った。

【平成30年度】

- 児童生徒とその保護者を対象とした水源環境保全・再生の取組への理解を深めるためのツールとして、絵本・紙芝居「かながわ しずくちゃんと森のなかまたち」を作成し、発行した。
- 既存の施策紹介パネルを改善し、県民フォーラム等で展示・使用した。

【平成29年度】

- 平成30年度発行コミュニケーションチーム作成絵本・紙芝居について、企画概要を検討し、ストーリーや絵コンテの作成を行った。

《付 録》

- 県民会議の活動に関する所感
- 会議開催状況
- 各種要綱

県民会議の活動に関する所感

鈴木	雅一	座長
稲垣	敏明	委員
上田	啓二	委員
大沼	あゆみ	委員
岡田	久子	委員
小笠原	多加子	委員
上宮田	幸恵	委員
土屋	俊幸	委員
時田	愉季子	委員
根岸	朋子	委員
羽澄	俊裕	委員
原田	武司	委員
星野	澄佳	委員
増田	清美	委員
宮下	修一	委員

(※ 有志の委員による)

(委員名 鈴木 雅一)

今期で第6期となりました水源環境保全・再生かながわ県民会議で、第4期で施策調査専門委員会委員長を、第5期と第6期では県民会議座長を務めさせていただきました。

県民の皆様からいただいた「水源環境保全税（県民税の超過課税）」を活用した、水源環境保全・再生のための取組は、平成19年度から令和8年度まで20年間の計画で実施されており、令和4年3月の現時点でその四分の三にあたる15年が経過しています。貴重な財源で行われている事業についての点検・評価検証は、単年度評価とともに長期的な効果が発揮されているか否かと、20年経過後を見据えた将来像を客観的に示す枠組みが必要です。このため第6期では、経済評価の実施方法や数量的な評価指標の検討が進められました。その一方で新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地に赴いて行われる事業モニターや県民に広く情報を発信する県民フォーラム開催などが影響を受けたことに心残りがありますが、リモート会議も含め熱心に取り組まれた県民会議委員と県民会議事務局関係者の方々にとても助けていただきました。

私は高校生の頃に丹沢山地の自然にふれて以来、平成16年から2年間行われた丹沢大山総合調査に参加する等の過程で、神奈川県自然环境とその管理についての取り組みから多くのことを学びました。そして、水源環境保全・再生かながわ県民会議への参加も様々な意見に接し視野を拓ける機会となり、県民会議委員として活動できたことに感謝しています。

「水源環境があぶない」という危機感とともに始まった水源環境保全・再生のため事業は、その緊急対策が着々と進んでいると考えていますが、自然环境への働きかけはその効果を発揮するまでに長期間を要する場合があります。できるだけ多くの方が関心を持ち、ご参加いただき、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の活動が活発に続くよう期待しています。

(委員名 稲垣 敏明)

＜間伐材搬出促進事業に関する事業モニター＞

当方は当該事業実施側の立場ですが、この事業に対する理解を少しでも深めていただければと考え、令和2年11月に開催された事業モニターに参加しました。取組を進めてきた結果、県産木材の搬出量はどうなったのか、また単価や用途はどうなっているかなどを説明しましたが、参加者の皆さんからは熱心な質問をたくさんいただきました。こうしたことを通じてひとつずつ理解を得ていくことが大事だと改めて感じました。

＜市民事業専門委員会＞

支援補助事業の審査では1つの案件に対して委員の様々な意見が披露されます。各分野で活躍されてきた皆さんの意見は「なるほど」と唸るケースが数多くあり、この委員会の真骨頂はこれだなと受け止めました。

(委員名 上田 啓二)

第6期公募委員として3年間活動させていただきました。森林インストラクターとして10年間森林とのかかわりの中で活動してきていましたが、深く森と水の関係を考えて行動してきていたかと問われれば、それはなかったと思えるような状況でした。

委員となって、1年目は事業モニターや、もり・みずカフェ、フォーラムなど盛りだくさんのプログラムをこなしてゆく活動に戸惑い、自分は何ができるのかを見つけることに苦心したことを思い出します。

それらの活動を体験してやっとやるべき行動が見えかかったとき、新型コロナウイルス感染症の流行により活動に大きな制限を受けたことにより公募委員としての活動は十分にできなかった。

そのような状況の中事務局の調整により感染流行の合間を縫って事業モニターで森林・河川・地下水の保全など水資源の環境保全再生を進める取り組みの現場を訪れモニターし、様々の情報を得ることが出来ました。それらの情報を斟酌して県が実施している森林づくり活動の中で折に触れ、参加者の皆様と一緒に活動する中で水源環境保全と再生についての情報伝達が出来たことは良かったと思っています。

コロナ感染症の終息が予測できない状況ですが、自然が持つ水循環機能の保全と再生は足踏みさせることはできません。それぞれ制約がある中でも工夫し、また置かれたその場、その場で安定して豊かな水を供給するための取り組みを伝えてゆくことが大切だと思っています。

(委員名 大沼 あゆみ)

最近ではあまり聞かれなくなったが、「日本人は、水と〇〇をタダだと思っている」という言葉を以前はよく見聞いた。ここで発言者は、無料で得られる水のように〇〇を考えているということで、主を〇〇に向けていたのであるが、実は水がタダという前提そのものがもはや正しくない。

良質な水を安定的に得るには、質の高い森林を維持していかなければならず、現代では、そのことにさまざまな点で費用が発生する。県民会議では、まさにそれが現実であること、そして、どのような施策を行うことで、効果的に質の高い森林に改善できるのかを周知することに努めた。今後は、このような施策の効果についても、十分に検証することが必要であろう。あわせて、水の供給も含めた自然の恩恵についても啓発していくことが、今後の持続可能な社会を作り上げる上で重要になるという印象を持っている。

(委員名 岡田 久子)

県民会議では、さまざまな立場のヒトで構成された多くの委員会が活動しています。施策調査専門委員会メンバーとして、ようやく、その全体の内容が把握できるようになってきました。参加した事業モニターでは、現地で直に、施策の事例や市町村の姿勢を知ることができて、たいへん勉強になり理解がすすみました。

県民からあずかる水源環境保全税をどのように使用しているかを、県民に理解してもらえるように、委員会から出たさまざまな意見に真摯にむきあいまとめあげる姿勢は、この県民会議ならではのものだと感じます。大学の講義で自治体の施策実施例を紹介することがあるのですが、自分の住む自治体の取り組みを知らない学生が多いことに気づかされます。住民、とくに若いヒトに関心をもってもらえるアピールの工夫が必要なのかもしれません。

(委員名 小笠原 多加子)

2期5か年公募委員を務めさせて頂きました。後半は新型コロナウイルスのため活動制限がかかり思うように活動できなかったことが残念でした。

委員になった当初は自分が活動しているボランティアの森林施業については多少の知識がありましたが会議に参加して多くの委員、学識経験者、関係団体等のおかげで多くの知識を得ることができ視野が広まったことを感謝しております。時には神奈川県から飛び出して山梨県を訪れたり、帰省先の高知県の森林担当部門を訪問することができ知識を広めることになりました。

新型コロナウイルスの影響で自然に目を向けてくださる方が増えています。現在、地元のボランティア団体で里山保全のボランティアの養成に関わっています。コロナ禍以前に比べ応募者が急増しています。ほとんどの方が残念ながら水源環境保全税について知りません。また県民会議についても同様です。

イベント等で多くの方にPR活動をしてきましたが、県民会議の卒業生のひとりとして今後は多くの方に50年100年かかる森林づくりのお話をしていきもっと多くの方に目を向けていただけるお手伝いをしたいとおもっています。

誰も今まで想像もしなかった新型コロナウイルスの時代における活動は困難でしたが、多くの県職員の方々のご尽力により回数は減りましたが活動できたことを感謝しております。ありがとうございました。

(委員名 上宮田 幸恵)

週末は所属する認定NPO法人の活動で県内小学校の森林学習の支援・企業のCSR活動での森林づくり支援・さらには県民参加型の森林整備の場などで水源環境保全活動を行っておりますが、神奈川県が行う水源環境保全・再生に関わる税負担の仕組みやその使途については委員になって初めて知る事が多く、やっと全体像が見えてきたというのが正直なところです。活動の場で県の取り組みについて情報展開していく中で、知ること、自分のこととしてとらえ感心へとつながる事も肌で感じました。特に学校支援の体験学習の場では子供たちと「将来の森のあるべき姿」を共有する時間も持てました。

県民会議では、知識不足により「県民の意見を施策に反映する」という、公募委員の視点での的確な発言が出来なかったことは反省点となります。

また後半の2年間はコロナという災禍にみまわれ「カフェスタイルやフォーラム形式」といった普及啓発活動が中止となり県民の皆さんと直接ふれる機会が持てなかったことも歯がゆい思いです。その中でも新しい啓発としての取り組み、WEBを活用した普及啓発活動の重要性を認識した機会にもなりましたので、事務局のご負担は増すかと思いますが、今後に更に期待をしたいと思います。

県民の皆さまの生活水として、永続的な資源確保の為に荒廃した森林の整備はまだ必要です。生活排水による水質の汚濁も大きな問題になっています。

対策の重要ポイントである浄化槽の設置や上流域である山梨県との連携強化も推進されると伺いました。

また、マイクロプラスチックによる「海の汚染」「海洋生物の危機」は甚大で早急な対応が必要と感じます。本事業の中でも紹介しておりますが、県民の皆さんによる水源環境保全・再生を目的とした活動に対して、県では財政支援を行っております。

この「市民事業」補助金を活用した小さな輪が大きく膨らんでゆくことも期待をしたいと思います。

(委員名 土屋 俊幸)

今期はコロナ禍に大きく影響されたが、県民会議としては、可能な範囲内で所定の活動を行うことができた。これは、事務局のみなさん、県民会議委員のみなさんのご尽力、そして県民の支えがあったからこそだと思う。

できないからこそ、それぞれの活動の意味、意義を改めて認識することができたように思う。そういう意味で、少なくとも個人的には、たいへん貴重な機会だった。

成果としては、来期に実施予定の経済評価の枠組みが、丁寧な検討を経て決まったことが大きい。水源環境保全再生のための特別対策事業については、2026年度の施策大綱期間終了に向けて、県民がこの事業の効果と残された課題を、できるだけ多様で客観的な視点から評価できる手立てを用意する必要があり、経済評価を主幹としつつ、引き続き他の方法も開発していくことが必要だと考えている。

事業の評価について言えば、この事業の大きな特色は、県民参加の取り組みを本格的に導入していることだと思う。この点を、事業終了時にどう客観的に評価し、県民に示していくかについても、本格的に検討していくべきではないだろうか。

もう一つ、事業終了に関係しては、終了後に新たな支援の仕組みが構築されない場合、森林を返還された各森林所有者が、水源環境保全機能を維持しつつ自ら森林管理・経営をおこなっていくことが必要だが、森林所有者にそのような意向があるのか、また管理経営の支援を行う森林組合等の林業経営体に、支援を行い得る十分な意欲と能力があるのかについても、来期のうちに、冷静で客観的な評価を行っておくべきと考える。

(委員名 時田 愉季子)

森林との関わりについては、森林の保全活動や、森林セラピーなどで、森の香り・土の香り・木の香りなど五感への刺激を享受するなどして、有難く使わせて頂いておりました。

その森は水をはぐくむ大切な場所です。

県民会議委員の任期期間中は、県民の皆様への情報提供や、事業モニターでは、現地視察するなど大変有意義な活動に参加させて頂きました。

ただ残念な事にコロナ禍により、2年目から3年目には、対面での活動は殆どできない状況となりました。

県民フォーラムなどでは、個人的には森の精油の香り等を利用し、ツールとして活用出来れば、県民の皆様へ、内容をご理解して頂くきっかけとなるのではないかと考えておりました。

コロナ禍では実施する事は出来ませんでした。

国の方で始まった森林環境譲与税につきましては、5割以上利用されていないことが分かり、その事はニュースで知りました。

神奈川県民会議の委員の仕組みは、情報発信する事や、フォーラムなどを企画し、意見交換をするなど、この取り組みは素晴らしいものであると感じました。

また県民フォーラム等対面での活動については、実施場所を、水源地域から離れた都市部でも開催できると、より多くの県民の方に水源環境保全税についても理解を深めて頂けると思います。

前任の方々が取組み作成された、子どもたちへ向けた絵本や紙芝居は、もっと活用できるよう残りの分も、新たな場所へも配布できることを願っています。

私事ではありますが、健康上の理由などにより、次期の委員に応募することは諦めましたが、次年度の委員の方々にはコロナ禍も収束方向へ向い、良い活動が出来ますことを願っております。

事務局の皆様、委員の皆様、お世話になり有難うございました。

(委員名 根岸 朋子)

神奈川県の水源環境への危機感からこの取組みが始まった平成19年頃は、まだ現在のように、SDGsに代表されるような持続可能性や、環境、生物多様性といった考え方が広く一般に浸透する前のことでしたが、この取組みがいかに時代に先駆けたものであるのかを体感した第6期の3年間でした。「水」の取組みの成果を出す過程で採用した対策が、結果として水、森、地域社会・経済などの持続可能性、環境、生物多様性の課題への気づきを促し、改善に寄与している様は、「水」の課題がいかに複雑に、多くの物事に関係しているのかを現しています。

この取組みは、ゆっくりと変化する自然と、目まぐるしい速さで変化する人間社会の接続部分にあるとも言えます。異なる速さで、常に変化し続ける物事への対応は一筋縄では行きませんが、第1期からの成果とその時々々の課題への対応の変遷を見ると、着実に成果が上がっていると言えます。次期は、20年間の大綱期間のまとめの時期になりますが、これまでの取組を大綱終了後にどう繋いで行くのかが大きな課題です。環境に対する社会の意識を追い風に、長期的視点に立った、神奈川県の「水」にかかわる将来像が描かれることを期待します。

記憶違いでなければ2017年に委員に就任して5年を経ました。この間、県民会議事務局の丁寧な対応と水源林整備に尽力される県の姿勢に、いつも頭が下がる思いがしております。また、生態系という複雑な対象を相手にする以上、さまざまな立場の方が参加するこの県民会議の仕組みは非常に重要であると認識しております。特に地震、火山活動、豪雨など、自然災害が頻繁になってきた時代としては、生物多様性保全にとどまらず、県民の生命財産の安全確保の方策として無視できない、必須の仕組みであると認識しております。

神奈川県の歴史を振り返れば災害復旧の経験を何度も重ねております。記録のある身近なものとしては、江戸時代の1707年に起きた富士山の噴火と直後の豪雨があります。丹沢山麓は壊滅的な影響を受け、幕府と小田原藩はそこからの復旧に長い間苦労しました。大正時代の1923年に起きた関東大震災は、実は東京よりも神奈川県のほうがはるかに揺れの強いものでした。丹沢の山体が大きく変容する事態となり、山麓では甚大な土砂災害が起きて、神奈川県はその復旧に大変な労力を割いています。このことから山間部の森林とうまくつきあっていくことは神奈川県の必須の課題であることがわかります。

地球規模で自然災害が増加する現状に対してIUCNが提示したECO-DRR (Ecosystem-based-disaster risk reduction) という概念が、「生態系を基盤とした防災・減災」と訳されて日本でも知られるようになり、国の議論にも登場するようになりました。神奈川県の水源施策はこの概念を先取りして試行を重ね、実行に移しているものだと思います。大綱の20年は、生態系を保全しながら災害に備えるという新たな社会の仕組みを完成させ、次世代につなげていくための重要な作業であると思います。いつもそのことを意識しながら参加させていただいております。

(委員名 原田 武司)

公募委員としての期間を振り返ってみますと、事業モニターでは、事務局のご配慮のおかげで各現地を視ながら直接説明をいただき、資料を読むだけでは理解できない水源環境の整備、保全の実態を見てご苦労を知ることが出来て、大変充実したものとなりました。

神奈川県は国内2位の人口でありながら県内で水資源を賄う事が出来る訳で将来の為に水源の維持管理の重要性を感じました。

フォーラムでは水源税の目的、活用が県民への周知が行き届いていないのが実情です。学校への資料配布や説明の機会を増やす必要を感じました。

地球温暖化が叫ばれる昨今、私たちの育った時代の地球環境とは全く違ってしまいました。当然水源である丹沢箱根山塊（道志川、桂川上流域も含）もその影響を受けている訳で地域としての大きな括り（山梨、静岡）と、環境と行楽に関心のある旅館組合、山岳会、猟友会、環境ボランティア等の団体の方達とも連携しての対策を取る必要を感じます。

神奈川県の先進的な水源環境対策事業に参加することが出来て感謝です。

(委員名 星野 澄佳)

事業モニターでは現場ごとに丁寧な調査や適切な施工などを行っている様子を拝見しました。また、上流域の水質は未だ課題となる点があるようです。生活用品の改善や水に混ざる前の処置等、より良く、適切な手段を見つけるなど、これまでの思考にとらわれない方法もあるかもしれません。上流域に限らず県全体で、水質や土壌に影響する生活用品や様々な素材の見直しに取り組むことで、新たな方向性が見えてくるかもしれません。

コロナ禍では、フォーラムを通じた県民の方々と基調講演を聞き課題を共有する機会が減りましたが、今後はオンライン等で行われる見込みもあり、その際にも、双方向での意見交換を続け、県民の皆様との課題共有を大切にされたいと存じます。

この神奈川の県民会議システムは、様々な立場の方が携わり、各々の視点から一つ一つを積み重ねていることにとても価値があります。また現状では、特別税により、命に繋がる水が、確実に供給されることにつながっております。いかなる形であっても、命を守る良質な水資源確保できるよう、適切な形で体制作りが続くよう願います。

水源環境保全となる特別税のご説明を行う際、小学生の方には「みんなから集めたお金がおいしいお水に変わるからくり・・・」とお話を始め、年配の方々には「あらそうになっていたの?」とご感想をいただいたり、今後の展望などについて一緒に考えたりする機会を得ました。皆様と課題を共有できたこと、そして、将来へつながる語らいができたことに喜びを感じております。再びこのような機会を頂けたらと存じます。

会議の中で、今後起こりうる未曾有の災害による課題が見えてまいりましたが、様々な立場にある方の知見やこの先見えてくる方法などにより、今後も優れた神奈川方式を活かして進まれることを期待いたします。

(委員名 増田 清美)

第6期の期間中、コロナ禍であり県民会議本会議をはじめとして、専門委員会や各作業チームの活動が思うように進められなかったのは残念なことであった。

しかし、そのような状況下でも後半では事業モニターで現場に行くことも出来たことと、市民事業の補助団体への現場訪問を実施し、補助団体の方々から生の声を聞いたことは成果であった。また市民事業の新規開拓について、市民団体が申請しやすい仕組みづくりの検討等も更に必要ではないかと思う。

水源環境保全の取組を周知する、県民フォーラムの開催が出来なかったことは残念であった。次期にはどのような形であれ、周知することを望む。

(委員名 宮下 修一)

2019年4月、水源環境保全・再生かながわ県民会議の第6期公募委員を拝命いたしました。情報発信チームでは、水源環境保全・再生施策について県民への情報提供と県民からの意見集約を担当することになりました。情報提供を行うため、施策について膨大な資料を読み、知識の吸収がスタートでした。2回のもり・みずカフェ形式での情報提供や1回のシンポジウムを開催し、これからという時に新型コロナウイルス感染拡大により、残念ながら、それ以降の現場での情報発信の活動がすべて中止となりました。少ない活動を通してでしたが、県民の方々が水源環境保全への取り組みに関心をもっておられることが説明時やアンケートからも伺えました。しかし、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を知っている方は非常に少なく、制度や税の活用、県の事業への取り組みやその成果をあらゆる機会を活用しPRしていく必要性を感じました。

事業モニターチームでは特別対策事業を現地視察し、県民目線で事業の成果を評価する作業を行いました。それぞれの施策が実際どのように行われているかを評価するもので、現場を見ること、また、担当の方々から丁寧な説明を拝聴することにより、施策の内容をよく理解することが出来ました。県民目線で事業を評価することの重要性とその評価の責任の重さを実感いたしました。

県民会議やチーム活動を通して、有識者や県当局の方々から貴重な説明を受けることが出来たのも公募委員を拝命したからだと思います。見聞きした情報は、今後、他の活動時に有効に利用させていただきたいと思います。事務局を始め県当局の多くの方々のご尽力により、3年間有意義に公募委員としての活動をさせていただきました。感謝申し上げます。すでに、第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画が策定され、その実行と大綱終了後の取り組みを提言する重要な時期であります。未来永劫に渡り「良質な水の安定確保」が出来ることを願っております。

＜水源環境保全・再生かながわ県民会議開催状況＞

平成19年度		
第1回	H19. 5. 16	設置要綱等会議運営方針の決定、2つの専門委員会の設置
第2回	H19. 7. 31	2つの専門委員会と公募委員の関係整理、県民フォーラムの開催決定
第3回	H19. 11. 22	市民事業支援制度の中間報告書を承認、県民会議の全体像議論
	H19. 12. 4	「市民事業支援制度中間報告書」知事へ報告
第4回	H20. 2. 14	市民事業支援制度の最終報告書を承認、県民フォーラム意見取りまとめ、事業モニターチーム設置、ニュースレター発行決定
	H20. 2. 19	「市民事業支援制度最終報告書」知事へ報告
平成20年度		
	H20. 5. 15	「県民フォーラム意見報告書-19年度-」知事へ報告
第5回	H20. 5. 26	市民事業支援制度の開始、各委員会、チームの活動方針・状況
第6回	H20. 9. 11	県民フォーラム意見取りまとめ、次回フォーラム協議、県民フォーラム意見への県の回答
第7回	H20. 11. 27	点検表(仮称)検討状況報告、市民事業等報告書を承認、県HPに関する検証結果報告
	H20. 12. 18	「平成20年度市民事業等支援制度報告書」及び「県民フォーラム意見報告書-20年度-」知事へ報告
第8回	H21. 3. 27	本点検結果報告書、県民フォーラム意見への県の回答、県HP及び市民事業に関する県の対応状況
平成21年度		
第9回	H21. 5. 29	第2期座長等の選任、県民意見の集約・県民への情報提供
第10回	H21. 8. 3	各専門委員会の検討状況の報告、県の広報活動の取組など
—	H21. 10. 21	山梨県内桂川流域現地調査
第11回	H21. 11. 26	各専門委員会の検討状況の報告、次期実行5か年計画に関する意見の検討など
第12回	H22. 3. 8	各専門委員会の検討状況の報告、次期実行5か年計画に関する意見の検討など
平成22年度		
第13回	H22. 5. 31	次期実行5か年計画に関する意見書、第7回・第8回県民フォーラム意見報告書の承認など
第14回	H22. 8. 12	現行5か年計画の課題と対応方向の検討、各専門委員会の検討状況の報告など
第15回	H22. 11. 15	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、県民会議の機能強化の検討
平成23年度		
第16回	H23. 5. 30	市民事業専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、事業評価ワーキンググループの検討状況の報告、情報提供等ワーキンググループの設置
第17回	H23. 8. 1	「市民事業等支援制度報告書」知事へ報告、施策調査専門委員会の検討状況の報告、事業評価ワーキンググループ・情報提供等ワーキンググループの検討状況の中間報告など
第18回	H23. 11. 7	施策調査専門委員会の検討状況の報告、事業評価ワーキンググループ・情報提供等ワーキンググループの検討状況の最終報告など
第19回	H24. 3. 26	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、第3期県民会議への引継事項など

平成24年度		
第20回	H24. 5. 30	第3期座長等の選任、第2期県民会議からの引継事項、平成24年度活動スケジュールなど
第21回	H24. 8. 3	各専門委員会の検討状況の報告、平成24年度作業チームの活動方向など
第22回	H24. 11. 14	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第23回	H25. 3. 25	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、施策の総合的な評価の進め方や評価体系についての検討など
平成25年度		
第24回	H25. 5. 28	市民事業支援補助金の平成24年度実績、25年度交付決定状況、県民意見の集約・県民への情報提供など
第25回	H25. 8. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第26回	H25. 11. 22	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第27回	H26. 3. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、施策の総合的な評価についての検討、第4期県民会議への引継事項など
平成26年度		
第28回	H26. 5. 30	第4期座長等の選任、第3期県民会議からの引継事項、平成26年度活動スケジュールなど
第29回	H26. 8. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第30回	H26. 11. 27	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第31回	H26. 3. 20	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成27年度		
第32回	H27. 5. 27	総合的な評価ワークショップについて、県民意見の集約・県民への情報提供など
第33回	H27. 8. 31	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「総合的な評価（中間評価）報告書」及び次期「実行5か年計画」に関する意見書の承認など
第34回	H27. 11. 13	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第35回	H28. 3. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成28年度		
第36回	H28. 5. 17	市民事業支援補助金の平成27年度実績、28年度交付決定状況、県民意見の集約・県民への情報提供など
第37回	H28. 11. 24	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第38回	H29. 3. 29	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、第5期県民会議への引継事項など
平成29年度		
第39回	H29. 5. 12	第5期座長等の選任、第4期県民会議からの引継事項、平成29年度活動スケジュール、施策懇談会の実施検討についてなど
第40回	H29. 12. 7	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供など
第41回	H30. 3. 22	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出など
平成30年度		
第42回	H30. 7. 30	市民事業支援補助金の平成29年度実績、30年度交付決定状況、県民参加型ワ

		ークショップの準備・検討、県民意見の集約・県民への情報提供など
第43回	H30. 10. 12	各専門委員会の検討状況の報告、県民参加型ワークショップの準備・検討、県民意見の集約・県民への情報提供など
第44回	H31. 3. 25	各専門委員会の検討状況の報告、県民参加型ワークショップの結果概要、県民意見の集約・県民への情報提供、「点検結果報告書」の提出、第5期県民会議への引継事項など
令和元年度		
第45回	R元. 5. 15	第6期座長等の選任、第5期県民会議からの引継事項、作業部会の再編、令和元年度活動スケジュール、現場説明会・施策懇談会の実施についてなど
第46回	R元. 11. 25	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、作業チーム再編の検討など
第47回	R 2. 3. 27 (書面開催)	各専門委員会の検討状況の報告、県民意見の集約・県民への情報提供、作業チームの再編の検討、「点検結果報告書」の提出など
令和2年度		
第48回	R 2. 6. 3 (書面開催)	総合的な評価（中間評価）報告書及び次期「実行5か年計画」に関する意見書の承認など
第49回	R 3. 1. 8 (書面開催)	施策調査専門委員会の検討状況、第4期実行5か年計画骨子案の報告など
第50回	R 3. 3. 25	施策調査専門委員会の検討状況、令和3年度市民事業支援補助金の採択状況、第4期実行5か年計画素案の報告、「点検結果報告書」の提出など
令和3年度		
第51回	R 3. 8. 23	各専門委員会の検討状況、第4期実行5か年計画案の報告など
第52回	R 3. 11. 8	施策調査専門委員会の検討状況、市民事業現場訪問の報告など
第53回	R 4. 3. 24	各専門委員会の検討状況の報告、「点検結果報告書」の提出、第5期県民会議への引継事項など

＜施策調査専門委員会開催状況＞

平成19年度		
第1回	H19. 7. 6	・委員会の運営について ・平成19年度の検討事項及びスケジュールについて ・県民会議及び専門委員会の運営等について
第2回	H19. 9. 4	・実行5か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標について ・水環境モニタリング調査について ・水源環境保全・再生に係る県民へのわかりやすい情報提供のあり方について（コミュニケーションチームの結成）
第3回	H19. 11. 5	・実行5か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標について ・水環境モニタリング調査について（河川モニタリングを中心に）
平成20年度		
第4回	H20. 5. 15	・水環境モニタリングの平成20年度の調査計画について ・個別事業（1～9番）の平成19年度事業実績／平成20年度事業計画について ・GIS作成／画像作成の進捗状況について
第5回	H20. 8. 22	・水源環境保全・再生事業の平成19年度実績（執行額）と平成20年度計画（予算額）について ・河川モニタリングについて（両生類の調査の追加） ・溪流地点の調査方法について ・GIS・画像の作成について ・データベースの整理方法について
第6回	H20. 11. 13	・溪流地点の調査方法について ・河川モニタリングについて ・森林モニタリング（人工林整備状況調査）について ・各事業の評価について
第7回	H21. 1. 30	・水源環境保全・再生施策点検表（仮称）について
平成21年度		
第8回	H21. 6. 11	・委員長を選任等について ・水環境モニタリング調査（11番事業）の平成20年度実績、平成21年度計画について ・各個別事業（1～9番事業）の平成20年度実績、21年度計画について
第9回	H21. 7. 23	・水環境モニタリング調査について ・各特別対策事業について（事業モニタリング調査を中心に）
第10回	H21. 11. 4	・点検結果報告書（仮称：平成20年度実績版）について ・次期実行5か年計画の検討スケジュール及び基本的考え方について ・溪流調査に関する文献調査について
第11回	H22. 1. 22	・次期実行5か年計画の検討について
第12回	H22. 2. 15	・次期実行5か年計画の検討について

平成22年度		
第13回	H22. 4. 20	・次期実行5か年計画の検討について
第14回	H22. 8. 2	・森林モニタリング（対照流域法調査）の平成21年度調査結果、22年度調査計画 ・森林モニタリング（人工林現況調査）の平成21年度調査結果 ・河川モニタリング（動植物調査等）の平成21年度調査結果、22年度調査計画 ・特別対策事業の平成21年度実績、22年度計画 ・現行5か年計画の課題と対応方向について
第15回	H22. 10. 28	・特別対策事業の点検結果報告書（平成21年度実績版） ・第2期実行5か年計画(骨子案)
平成23年度		
第16回	H23. 7. 13	・森林モニタリング（対照流域法調査）の平成22年度調査結果、23年度調査計画 ・河川モニタリング（動植物調査等）の平成22年度調査結果、23年度調査計画 ・特別対策事業の平成22年度実績、23年度計画 ・第2期実行5か年計画(案)について
第17回	H23. 10. 28	・特別対策事業の点検結果報告書（平成22年度実績版）
第18回	H24. 1. 18	・特別対策事業の点検結果報告書（平成22年度実績版）の「総括」（案） ・第2期5か年計画における「森林生態系調査」
第19回	H24. 3. 21	・森林生態系評価について ・県外対策における事業評価について
平成24年度		
第20回	H24. 7. 31	・委員長の選任等について ・森林モニタリング、河川モニタリングの平成23年度調査結果、24年度調査計画について ・特別対策事業の平成23年度実績、24年度計画について ・森林生態系効果把握手法等検討業務について
第21回	H24. 11. 8	・特別対策事業の点検結果報告書（平成23年度実績版）（案） ・森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況について
第22回	H25. 1. 30	・特別対策事業の点検結果報告書（平成23年度実績版）の総括（案） ・森林生態系効果把握手法等検討業務の実施状況について
第23回	H25. 3. 22	・森林生態系効果把握手法等の検討について
平成25年度		
第24回	H25. 7. 25	・森林モニタリング、河川モニタリングの平成24年度調査結果、平成25年度調査計画について ・特別対策事業の平成24年度実績、25年度計画について
第25回	H25. 11. 22	・特別対策事業の点検結果報告書(平成24年度実績版)（案）について ・森林生態系効果把握調査について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第26回	H26. 1. 29	・特別対策事業の点検結果報告書(平成24年度実績版)の総括（案） ・水源環境保全・再生施策における水環境の評価体系について
第27回	H26. 2. 17	・水源環境保全・再生施策の評価の枠組みや総合的な評価の取組について

平成26年度		
第28回	H26. 7. 9	・委員長の選任等について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第29回	H26. 7. 31	・森林モニタリング、河川モニタリングの平成25年度調査結果、平成26年度調査計画について ・特別対策事業の平成25年度実績、平成26年度計画について
第30回	H26. 11. 14	・特別対策事業の点検結果報告書(平成25年度実績版) (案)、概要版(案)について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について ・報告事項 水源環境保全・再生施策の経済的手法による施策評価について
第31回	H27. 1. 23	・特別対策事業の点検結果報告書(平成25年度実績版)の総括 (案)、概要版 (案)について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第32回	H27. 2. 20	・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について ・次期5か年計画に関する意見項目について
平成27年度		
第33回	H27. 5. 13	・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について ・次期5か年計画に関する意見項目について
第34回	H27. 7. 10	・次期5か年計画に関する意見書素案について ・水源環境保全・再生施策の総合的な評価について
第35回	H27. 10. 29	・特別対策事業の点検結果報告書 (平成26年度実績版) (案)、概要版(案)について ・第3期5か年計画(骨子案)に関する意見について
第36回	H28. 1. 27	・特別対策事業の点検結果報告書 (平成26年度実績版) の総括 (案)、概要版 (案)について ・第3期5か年計画(素案)に関する意見について
平成28年度		
第37回	H28. 7. 20	・特別対策事業の平成27年度実績、平成28年度計画について ・森林モニタリング、河川モニタリングの平成27年度調査結果、平成28年度調査計画について
第38回	H28. 10. 25	・特別対策事業の点検結果報告書 (平成27年度実績版) (案)、概要版(案)について
第39回	H29. 1. 25	・特別対策事業の点検結果報告書 (平成27年度実績版) (案)、概要版(案)について ・第3期以降の評価スケジュールについて
平成29年度		
第40回	H29. 7. 25	・委員長の選任等について ・点検結果報告書について ・水環境モニタリングの見直し検討について
第41回	H29. 10. 27	・モニタリングの見直し検討報告について ・特別対策事業の点検結果報告書 (平成28年度実績版) (案)、概要版(案)について ・特別対策事業の点検結果報告書(第3期版)の構成見直しについて
第42回	H30. 1. 31	・特別対策事業の点検結果報告書 (平成28年度実績版) (案)、概要版(案)について

		・特別対策事業の点検結果報告書（第3期版）の構成見直しについて ・中間評価に向けた対応検討、スケジュールについて
平成30年度		
第43回	H30. 6. 14	・特別対策事業の点検結果報告書(平成29年度実績版)について ・第3期以降における経済評価について ・水源環境保全・再生施策の指標検討について
第44回	H30. 8. 23	・特別対策事業の点検結果報告書(平成29年度実績版)について ・県民参加型ワークショップの開催に伴う施策調査専門委員会の関わり方について ・第3期以降における経済評価について ・施策の最終目標の指標検討（目標）等について
第45回	H30. 11. 22	・施策の中間評価に向けた指標検討について ・特別対策事業の点検結果報告書（平成29年度実績版）について
第46回	H31. 1. 30	・施策の中間評価に向けた指標検討について ・特別対策事業の点検結果報告書（平成29年度実績版）について ・平成31年度実施モニタリング調査について
令和元年度		
第47回	R元. 6. 19	・委員長の選任等について ・平成30年度モニタリング調査結果について ・中間評価報告書及び次期実行5か年計画に関する意見書の作成について
第48回	R元. 10. 11	・中間評価報告書及び次期実行5か年計画に関する意見書の作成について ・特別対策事業の点検結果報告書（平成30年度実績版）について ・水環境モニタリングの追加調査について
第49回	R2. 1. 24	・中間評価報告書及び次期実行5か年計画に関する意見書の作成について ・特別対策事業の点検結果報告書（平成30年度実績版）について
第50回	R2. 2. 21	・中間評価報告書及び次期実行5か年計画に関する意見書の作成について ・特別対策事業の点検結果報告書（平成30年度実績版）及び同概要版について
令和2年度		
第51回	R2. 4. 30	・中間評価報告書及び次期実行5か年計画に関する意見書の作成について ・衛星画像を用いたアオコの評価手法について
第52回	R2. 9. 8	・第4期における経済評価の実施について ・令和元年度モニタリング調査結果について ・特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について
第53回	R2. 11. 9	・第4期における経済評価の実施について ・特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について ・森林環境譲与税の使途の公表について
第54回	R3. 2. 8	・第4期における経済評価の実施について ・特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について ・森林環境譲与税の実績確認について
令和3年度		
第55回	R3. 7. 2	・第4期における経済評価の実施について ・令和2年度モニタリング調査結果について ・第4期実行5か年計画案について
第56回	R3. 9. 27	・特別対策事業の点検結果報告書（令和2年度実績版）について ・最終評価報告書暫定とりまとめについて

第57回	R4. 1. 12	・ 特別対策事業の点検結果報告書（令和2年度実績版）について ・ 令和2年度森林環境譲与税の使途について
第58回	R4. 2. 21	・ 特別対策事業の点検結果報告書（令和2年度実績版）について ・ 令和3年度までのモニタリング調査結果について ・ 最終評価報告書の構成案について

＜市民事業専門委員会開催状況＞

平成19年度		
第1回	H19. 5. 21	・ 委員長及び副委員長の選任について ・ 市民事業等支援制度の検討課題及び検討に係る想定スケジュールについて
第2回	H19. 7. 11	・ 市民事業等支援制度の検討
第3回	H19. 8. 20	・ 市民事業等支援制度の検討
第4回	H19. 9. 19	・ 市民事業等支援制度の検討
第5回	H19. 10. 15	・ 市民事業等支援制度の検討
第6回	H20. 1. 25	・ 市民事業等支援制度に係る選考方法・選考基準等の検討
平成20年度		
第7回選考会 （1次選考）	H20. 6. 9	・ 平成20年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第8回選考会 （2次選考） 兼報告会	H20. 6. 13	・ 平成20年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
第9回	H20. 8. 18	・ 平成21年度検討スケジュールについて ・ 財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第10回	H20. 9. 25	・ 財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第11回	H20. 10. 16	・ 財政的支援（補助制度）の課題及び財政面以外の支援等について
第12回選考会 （1次選考）	H21. 2. 26	・ 平成21年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第13回選考会 （2次選考）兼 報告会	H21. 3. 8	・ 平成21年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成21年度		
第14回	H21. 6. 11	・ 委員長の選任等について ・ 財政面以外の支援のための県ホームページについて ・ 市民事業支援補助金の愛称について ・ 交流会（中間報告会）の実施について
第15回	H21. 7. 29	・ 第2期活動方針について ・ 課題の検討について ・ 市民事業支援補助金の愛称について ・ 交流会（中間報告会）の実施について
第16回交流会 （中間報告会）	H21. 11. 6	—
第17回選考会 （1次選考）	H22. 2. 25	・ 平成22年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第18回選考会 （2次選考）兼 報告会	H22. 3. 6	・ 平成22年度水源環境の保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成22年度		
第19回	H22. 4. 19	・平成22年度活動方針について ・評価の実施について（19、20年度補助効果の検証を通じた評価） ・制度のあり方の検討
第20回	H22. 5. 24	・市民事業等支援制度評価について
第21回	H22. 7. 12	・市民事業等支援制度評価について
第22回 委員会	H22. 11. 7	・市民事業等支援制度評価について
第22回交流会 (中間報告会)		—
第23回	H22. 12. 27	・市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
第24回	H23. 1. 27	・市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
第25回選考会 (1次選考)	H23. 2. 24	・平成23年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第26回選考会 (2次選考) 兼報告会	H23. 3. 5	・平成23年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
第27回	H23. 3. 28	・市民事業等支援制度のあり方と改善方向について
平成23年度		
第28回	H23. 7. 14	・平成23年度市民事業等支援制度報告書（案）について ・市民事業交流会について
第29回 交流会	H23. 11. 27	・現地検討会（やどりき水源林（足柄上郡松田町寄地内））
第30回	H23. 12. 12	・水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について （「定着支援」と「高度化支援」からなる「ステップアップ方式」への市民事業支援補助金制度の改定）
第31回選考会 (1次選考)	H24. 2. 24	・平成24年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第32回選考会 (2次選考) 兼報告会	H24. 3. 3	・平成24年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成24年度		
第33回	H24. 7. 12	・市民事業専門委員会の取り組み状況について ・市民事業交流会について
第34回 交流会	H24. 10. 23	・市民活動紹介展(新都市プラザ)
第35回	H24. 12. 11	・水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第36回選考会 (1次選考)	H25. 2. 15	・平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第37回選考会 (2次選考)	H25. 3. 9	・平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成25年度		
第38回	H25. 7. 8	・ 市民事業専門委員会の取り組み状況について ・ 市民事業交流会について
第39回	H25. 9. 11	・ 市民事業専門委員会の取り組み状況について ・ 市民事業交流会について
第40回交流会	H25. 10. 14	・ 市民活動紹介展(新都市プラザ)
第41回	H25. 12. 12	・ 水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について
第42回選考会 (1次選考)	H26. 2. 17	・ 平成26年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第43回選考会 (2次選考)	H26. 3. 8	・ 平成26年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成26年度		
第44回	H26. 6. 23	・ 平成26年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金(水環境のモニタリングの実施)選考会
第45回	H26. 8. 7	・ 市民事業専門委員会の取り組み状況と今後の方針について ・ 市民事業交流会について ・ 市民事業専門委員会活動スケジュールについて
第46回	H26. 9. 2	・ 市民事業専門委員会の取り組み状況について ・ 市民事業交流会について
第47回交流会	H26. 10. 19	・ 市民活動紹介展(新都市プラザ)
第48回	H26. 11. 26	・ 平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金対象事業の募集について ・ 平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金 選考基準等について ・ 市民事業専門委員会の取り組み状況について
第49回選考会 (1次選考)	H27. 2. 17	・ 平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第50回選考会 (2次選考)	H27. 3. 7	・ 平成27年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

平成27年度		
第51回	H27. 5. 14	・市民事業専門委員会の取り組み成果と課題に対する今後の方針について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・市民事業交流会について ・平成27年度市民事業支援補助金交付決定状況について
第52回交流会	H27. 7. 4	・ファンドレイジング講座(TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー)
第53回	H27. 9. 24	・平成26年度市民事業支援補助金実績について ・市民事業交流会について ・平成28年度市民事業支援補助金対象事業の募集について ・次期実行5か年計画開始に向けた制度の検討について
第54回	H27. 11. 25	・次期実行5か年計画開始に向けた制度の検討について
第55回選考会 (1次選考)	H28. 2. 18	・平成28年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第56回選考会 (2次選考)	H28. 3. 6	・平成28年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成28年度		
第57回	H28. 7. 21	・市民事業専門委員会の取り組み成果と課題に対する今後の方針について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・様式の改正について ・市民事業交流会について ・平成27年度市民事業支援補助金事業実績及び平成28年度交付決定状況について
第58回	H28. 9. 15	・平成29年度市民事業支援補助金対象事業の募集について ・市民事業現場訪問について ・補助期間終了団体の発表方法について
第59回	H28. 9. 25	・市民事業現場訪問(中津川仙台下クラブ、自遊クラブ)
第60回選考会 (1次選考)	H29. 2. 17	・平成29年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第61回選考会 (2次選考)	H29. 3. 5	・平成29年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成29年度		
第62回	H29. 7. 5	・市民事業専門委員会の取組成果と課題について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて
第63回	H29. 9. 13	・平成30年度市民事業支援補助金対象事業の募集について ・市民事業現場訪問について ・市民事業交流会について
第64回	H29. 9. 23	・市民事業現場訪問(森のなかま2012、なかいい里山研究所)
第65回選考会 (1次選考)	H30. 2. 14	・平成30年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会

第66回選考会 (2次選考)	H30. 3. 4	・平成30年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
平成30年度		
第67回	H30. 5. 28	・平成29年度の取組成果と平成30年度の方針・対応案について ・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・補助金申請手続きの検討について ・市民事業交流会について
第68回	H30. 7. 6	・平成31年度市民事業支援補助金対象事業の募集について ・補助団体卒業後の状況調査について ・市民事業交流会について
第69回交流会	H30. 9. 29	・ファンドレイジング講座（神奈川工科大学ITエクステンションセンター302大講義室）
第70回選考会 (1次選考)	H31. 2. 14	・平成31年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第71回選考会 (2次選考)	H31. 3. 3	・平成31年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
令和元年度		
第72回	R元. 6. 21	・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・新たな支援団体の開拓について ・補助団体の状況調査について ・平成30年度市民事業支援補助金事業実績及び令和元年度交付決定状況について
第73回	R元. 8. 8	・市民事業現場訪問について ・市民事業交流会について ・補助団体の状況調査結果について
第74回交流会	R元. 10. 13	・市民事業補助団体の活動紹介(イオンスタイル座間店)
第75回	R元. 10. 24	・市民事業現場訪問(足柄丹沢の郷ネットワーク、ファームパーク湘南)
第76回選考会 (1次選考)	R2. 2. 14	・令和2年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第77回選考会 (2次選考)	R2. 3. 8	・令和2年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会
令和2年度		
第78回選考会 (1次選考)	R3. 2. 4	・令和3年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第79回選考会 (2次選考)	R3. 2. 28	・令和3年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

令和3年度		
第80回	R3. 5. 26	・市民事業専門委員会活動スケジュールについて ・支援団体の開拓について
第81回	R3. 10. 30	・市民事業現場訪問（特定非営利活動法人野生動物救護の会、まちづくりネットワーク愛川）
第82回選考会 （1次選考）	R4. 2. 2	・令和4年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金一次選考会
第83回選考会 （2次選考）	R4. 2. 27	・令和4年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金二次選考会

＜事業モニター実施状況＞

	実施日	対象事業	実施場所
平成20年度			
森	H20. 5. 17(土)	地域水源林整備の支援	秦野市
	H20. 9. 10(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		間伐材の搬出促進	秦野市
	H20. 10. 30(木)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H21. 2. 9(月)	溪畔林整備事業	清川村
水	H20. 5. 21(水)	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市、開成町
	H20. 9. 5(金)	県内ダム集水域における公共下水道、合併処理浄化槽の整備促進	相模原市
		地下水保全対策の推進	座間市
	H20. 10. 28(火)	河川・水路における自然浄化対策の推進	厚木市
H21. 1. 18(日)	市民事業支援制度	山北町、大井町	
平成21年度			
森	H21. 10. 16(金)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H21. 12. 21(月)	溪畔林整備事業	山北町
		地域水源林整備の支援	中井町
	水	H22. 2. 10(水)	水源の森林づくり事業の推進
		間伐材の搬出促進	秦野市
H21. 9. 7(月)		県内ダム集水域における公共下水道、合併処理浄化槽の整備促進	相模原市
H21. 12. 17(木)		河川・水路における自然浄化対策の推進	相模原市、厚木市
H22. 2. 8(月)	地下水保全対策の推進	秦野市	
平成22年度			
森	H22. 8. 23 (月)ほか	市民事業制度	相模原市、山北町ほか
	H22. 9. 8(水)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H22. 10. 19(火)	地域水源林整備の支援	相模原市、清川村
水	H22. 8. 6(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市、開成町
	H22. 9. 15(水)	地下水保全対策の推進	中井町、開成町
平成23年度			
森	H23. 8. 8(月)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		間伐材の搬出促進	秦野市
	H23. 11. 9(水)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
		溪畔林整備事業	
	H23. 11. 30(水)	水源の森林づくり事業の推進 (かながわ森林塾)	松田町
地域水源林整備の支援		箱根町	
水	H23. 9. 12(月)	河川・水路における自然浄化対策の推進	相模原市
	H24. 2. 23(木)	河川・水路における自然浄化対策の推進	大井町、南足柄市
平成24年度			
森	H24. 11. 7(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
		溪畔林整備事業	山北町
	H24. 12. 6(木)	水源の森林づくり事業の推進	相模原市
		地域水源林整備の支援	相模原市
水	H25. 2. 8(金)	河川・水路における自然浄化対策の推進	厚木市
		地下水保全対策の推進	秦野市
平成25年度			
森	H25. 8. 26(月)	水源の森林づくり事業の推進 丹沢大山の保全・再生対策	秦野市、清川村

	H25. 11. 29(金)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
水	H25. 10. 17(木)	県内ダム集水域における公共下水道、合併処理浄化槽の整備促進	相模原市
他	H26. 1. 20(月)	相模川水系上流域対策の推進	山梨県大月市
平成26年度			
森	H26. 10. 9(木)	丹沢大山の保全・再生対策	清川村
	H26. 10. 28(火)	水源の森林づくり事業の推進	山北町
水	H26. 12. 15(月)	河川・水路における自然浄化対策の推進	松田町
		県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	山北町
他	H26. 11. 18(火)	相模川水系上流域対策の推進	山梨県上野原市
平成27年度			
水	H27. 10. 21(水)	地下水保全対策の推進	箱根町
		河川・水路における自然浄化対策の推進	小田原市
森	H28. 2. 10(水)	水源の森林づくり事業の推進	秦野市
		間伐材の搬出促進	
平成28年度			
森	H28. 8. 23(火)	溪畔林整備事業	山北町
水	H28. 10. 13(木)	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	相模原市
水	H28. 11. 16(水)	水源の森林づくり事業の推進	山北町

＜県民フォーラム開催状況＞

回	開催地域	開催日	テーマ	参加者数	意見数
平成19年度					
1	県西 (山北町)	H19. 10. 23(火)	県西地域から見た水源環境について、皆さんと一緒に考えてみませんか？	250名	77件
2	県北 (相模原市)	H20. 1. 17(木)	水源を多く抱える県北地域で、水源の現状やそこでの市民活動、さらには水源の将来について考えます。	182名	54件
3	県央・湘南 (秦野市)	H20. 3. 23(日)	水源保全地域と都市地域の両方を抱える県央・湘南地域で、水源環境を県民の手で保全・再生していくためにはどうしたらよいかについて考えます。	110名	38件
平成20年度					
4	横須賀・三浦 (横須賀市)	H20. 5. 16(金)	水源地域の現状を知っていただくとともに、水で結ばれた都市地域と水源地域の上下下流連携について、皆様と一緒に考えます。	74名	17件
5	横浜・川崎 (横浜市)	H20. 7. 31(木)	横浜・川崎地域の皆様は水源の状況を知っていただくとともに、平成19年度の事業実績を報告し、今後の施策のあり方について、参加者の皆様と一緒に考えます。	91名	29件
6	(総括) (相模原市)	H21. 2. 11(水)	水源・森林再生の第2ステージに向けて～全国の経験から学び、全国に発信する～	326名	88件
平成21年度					
7	横浜・川崎 (横浜市)	H22. 1. 26(火)	これからの水源環境への取組を考える～市民グループ・企業の立場から～	205名	55件
8	県央・湘南 (藤沢市)	H22. 2. 27(土)	県民の大切な水、その水源の森をいかに守るかー荒廃する水源林の現状と再生へのチャレンジー	131名	71件
平成22年度					
9	県西 (小田原市)	H22. 7. 29(木)	酒匂川流域から見た水源環境保全・再生について	105名	40件
10	山梨県 (大月市)	H22. 9. 4(土)	桂川の水が神奈川県民の飲み水であることをご存知ですか？ ～桂川・相模川流域の環境保全に向けて、今、何が求められているかを考える～	142名	34件
11	川崎・横浜 (川崎市)	H22. 10. 24(日)	私たちの水はどこから来ているのか	102名	19件
12	湘南・県央 (伊勢原市)	H23. 2. 6(日)	森林とシカの一体管理 (野生動物との共存)	122名	34件
平成23年度					
13	(総括) (横浜市)	H23. 8. 27(土)	いのち輝く水を次世代に引き継ぐために	361名	119件
14	相模原 (相模原市)	H24. 3. 4(日)	相模湖・津久井湖の水源環境を考えよう！ ～県域を越えた森林整備・アオコ問題への取組～	123名	52件
平成24年度					
15	横浜・川崎 (横浜市)	H24. 10. 23(火)	(もり・みずカフェ)	※620名	15件
16	相模原 (相模原市)	H24. 11. 24(土)	川の声を聞こうよ 桂川・相模川 ー絶滅危惧種 カワラノギクの保全ー ー山梨・神奈川県が共同で行う 水源環境の保全・再生ー	268名	34件

17	横浜・川崎 (横浜市)	H25. 3. 16(土)	(もり・みずカフェ)	※1,172 名	129件
平成25年度					
18	県西 (小田原市)	H25. 5. 25(土)	(もり・みずカフェ)	※375名	68件
19	横浜・川崎 (横浜市)	H25. 8. 9(金) 10(土)	(もり・みずカフェ)	※261名	97件
20	相模原 (相模原市)	H25. 11. 9(土)	森と水を考える集い スポーツフィッシャーマンよ、川の番人であれ!	※64名	30件
21	横浜・川崎 (横浜市)	H26. 2. 22(土)	(もり・みずカフェ)	※524名	109件
平成26年度					
22	県西 (小田原市)	H26. 8. 2(土)	(もり・みずカフェ)	※316名	38件
23	横浜・川崎 (川崎市)	H26. 11. 9(土)	(もり・みずカフェ)	※463名	80件
24	横浜・川崎 (横浜市)	H27. 3. 22(日)	みんなで支えるかながわの森と水 ～水源環境保全税による取組みの検証～	155名	30件
平成27年度					
25	横浜・川崎 (横浜市)	H27. 7. 26(土)	水源環境保全税による取組みのこれまでとこれから	141名	31件
26	県央・湘南 (厚木市)	H27. 10. 12(月)	おしえて・話して!かながわの森と水	78名	8件
27	県央・湘南 (藤沢市)	H28. 1. 16(土)	おしえて・話して!かながわの森と水in藤沢	93名	15件
28	県西 (南足柄市)	H28. 3. 12(土)	(もり・みずカフェ)	※184名	24件
平成28年度					
29	横浜・川崎 (横浜市)	H28. 4. 29(金)	(もり・みずカフェ)	※182名	20件
30	県西 (小田原市)	H28. 5. 22(日)	(もり・みずカフェ)	※162名	35件
31	相模原 (相模原市)	H28. 8. 28(日)	おしえて・話して!かながわの森と水in相模大野	70名	12件
32	横浜・川崎 (横浜市)	H28. 9. 3(土) . 4(日)	(もり・みずカフェ)	※784名	69件
33	横浜・川崎 (横浜市)	H28. 11. 5(土)	ともに築く水源環境～かながわ910万人の挑戦～	356名	33件
34	県西 (南足柄市)	H29. 3. 11(土)	(もり・みずカフェ)	※97名	19件

※ アンケート(クイズ)回答者数

水源環境保全・再生かながわ県民会議 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生の取組の推進について、広く県民の意見を反映させるため、水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議は、次の事項について協議する。

- (1) 水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること
- (2) 水源環境保全・再生施策の県民への情報提供に関すること
- (3) NPO等が行う水源環境保全・再生に係る事業に対する支援に関すること
- (4) その他水源環境保全・再生の取組に関すること

(委員)

第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者9名以内、関係団体から推薦された者5名以内及び公募により選任された者10名以内の合計24名以内とし、知事が委嘱する。

2 県民会議の委員の任期は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における計画期間の前半は3年、後半は2年とする。また、再任については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」によるものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 県民会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、県民会議の委員の互選により選任し、副座長は県民会議の委員の中から座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議は、座長が召集し、その議長となる。

2 県民会議は、県民会議の委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(専門委員会等の設置)

第6条 県民会議に特定の課題について専門的な検討を行う専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員は、県民会議の委員の中から座長が指名する。

3 委員会に委員長、副委員長を置く。

4 委員長は、委員会の委員の互選により選任し、副委員長は委員会の委員の中から委員

長が指名する。

5 委員長は、委員会務を掌理し、委員会の経過及び結果を県民会議に報告する。

6 委員会において必要があると認めたときは、知事は、県民会議の委員以外の者を委員会の委員として委嘱することができる。

7 県民会議に県民意見の集約、県民への情報提供など目的別に部会を置くことができる。

(委員でない者の出席)

第7条 県民会議及び委員会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、県職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 県民会議は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。

2 会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(庶務)

第9条 県民会議の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年11月6日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議 施策調査専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき施策調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 施策の進捗や効果を把握するための指標・方法等に関すること
- (2) 施策の点検・評価に関すること
- (3) 施策の実施状況・評価等に関する県民への情報提供に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第9条第2項に基づき、水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会（以下「四者協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 四者協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県民会議の議題に関すること
- (2) 県民会議への提出資料に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 四者協議会は、県民会議座長、副座長、施策調査専門委員会委員長、市民事業専門委員会委員長をもって構成する。

(会議)

第4条 四者協議会は、座長が召集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 四者協議会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、四者協議会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。